

千葉県告示第974号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年12月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年12月9日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
長沼原町1号線	稲毛区長沼原町629番1から 稲毛区長沼原町631番1まで	前	10.74 ～10.79	160.7
		後	11.21 ～11.29	
長沼原町3号線	稲毛区長沼原町640番1から 稲毛区山王町193番2まで	前	8.84 ～10.95	88.8
		後	16.50 ～23.58	
長沼原町82号線	稲毛区長沼原町640番1から 稲毛区山王町223番1まで	前	5.37 ～7.52	37.2
		後	10.10 ～14.85	